

業務仕様書

第1 業務名

令和6年度市産材を活用した街なか商業活性化事業業務委託

第2 業務の目的

本市は、令和5年7月に「第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン」を策定し、その中で、事業者や商店街、市民及び市などが相互に連携し、中心市街地の活性化に取り組むこととしている。

本業務は、本市の中心市街地における「まちづくり」の考え方を踏まえ、事業者や商店街が求めるニーズと、市民や生活者が求めるニーズを踏まえながら市域内の森林から産出される木材（以下「市産材」という。）を使用した什器を製作し、街なかに配置することにより、森林資源の好循環、市産材の魅力発信、地域内資源を活用した域内産業の活性化を図るとともに、居心地が良く魅力的な中心市街地の形成を図ることを目的とする。

第3 契約上限金額

2,200,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

第4 履行期間

契約締結の日から令和7年3月20日まで

第5 委託業務内容

委託業務の目的を達成するため、受注者は次の業務を実施すること。

1 連携する商店街のニーズ把握

市が指定する2カ所の商店街に聞き取り調査を実施し、木製什器のニーズを把握すること。

2 製作する什器の調整

上記1で把握した商店街のニーズを基に、ワークショップなどにより、市民や生活者が求めるニーズを聴取し、その結果を踏まえて、製作する什器の種類・数量等を商店街ごとに調整すること。

3 木製什器の製作

下記を踏まえた上で、上記2で調整した木製什器を製作すること。

- (1) 製作する木製什器のデザインは、商店街の取組や既存の構造物、景観などの特徴を的確に捉えた上で考案すること。
- (2) 主材料は市産材とすること。なお、試作の際も原則として市産材を使用すること。
- (3) 本事業は、森林環境譲与税を財源として実施するものであり、市内の森林資源の積極的な活用と木材の魅力発信を図る必要があることから、その趣旨を踏まえて、市産材の使用量と、木材の視覚的印象に配慮したデザインとすること。ただし、什器の耐久性、利便性及びデザイン性を考慮し、金属類や布等、木材以外の材料使用を妨げるものではない。
- (4) 市産材使用の証明については、岩手県産材認証推進協議会が発行する県産材証明を添付すること。

4 木製什器の設置及び広報

木製什器を商店街に設置するとともに、商店街と連携し、設置した什器の広報イベントを行うこと。
なお、2カ所の商店街のうち、1カ所は11月末までに設置及び広報イベントを完了すること。

5 今後の展開に向けたニーズ把握

市が指定する概ね3カ所以上の商店街等においてニーズの聞き取り調査を行うこと。

6 報告書の提出

上記1から5の実施経過・結果について、書面により報告すること。

7 その他

(1) 定例報告

受注者は、本業務の円滑な実施とより高い事業効果の創出のため、毎月2回程度の頻度で、発注者との定例の打合せを行うことにより、業務の進捗報告を行うこと。

ただし、発注者が特に業務上支障がないと認める場合は、書面での定例報告を行うこととし、発注者が業務上の必要があると判断するときは、定例の打合せによらず業務の進捗報告を行うこと。

(2) 追加提案等

本業務の目的に沿っており、かつ、事業効果の向上に資するものであれば、予算の範囲内において、上記1から6までの業務に係る実施内容以外の追加提案又は代替提案を認めるものとする。

第6 企画提案に求める内容

(1) 市が指定する商店街の特徴を把握し、商店街の魅力向上に寄与する提案とすること。

(2) 事業の趣旨を理解し、市内の森林資源等を有効に活用するもので、市産材の魅力発信につながるPRを企画し、提案すること。

(3) 製作する木製什器は、街路や広場などの屋外に設置するストリートファニチャーのほか、トレイなどの小物類も含めて幅広い視点で検討し、提案すること。

(4) 今回の企画提案においては、盛岡駅前商店街及び材木町商店街への設置を想定し、提案者が有効だと考える什器の種類等について素案を提案すること。

(5) ワークショップの開催にあたっては、若い世代が積極的に参加できるよう工夫した上で、適切な開催回数と開催人数を設定すること。

(6) 什器の製作について、再委託（外注）する場合は、想定する発注先と発注内容を明記すること。

(7) 経費の積算において、市産材の調達元及び想定する使用樹種及び使用量を明記すること。

第7 再委託等の制限

1 受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する受注者の管理方法等、必要事項を発注者に文書で報告し、承認を得なければならない。

3 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令遵守を徹底すること。

第8 要望等の処理

1 受注者は、要望、意見及び苦情等（以下「要望等」という。）を受け付けたときは、その内容及び対応状況について、速やかに、発注者に報告すること。

- 2 発注者は、前項により受注者が受け付けた要望等及び発注者が直接受け付けた要望等の内容及び対応状況について、必要に応じて広く市民に公表するものとする。

第9 権利の帰属

本業務により、受注者又は受注者が開催したワークショップの参加者が製作した設計図やイラスト等の意匠権及び全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、発注者に帰属するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

ただし、上記に関らず、商店街との合意に基づいて、本事業で完成した製作物の権利に関しては、すべて商店街に帰属する。

第10 その他

- 1 委託業務の実施に当たって、第三者が所有する設計図、イラスト等を使用する場合は、受注者の責任において著作権処理等を行うものとする。
- 2 委託業務において必要となる発注者が所有する資料等については、無償で受注者に貸与するものとする。受注者は、発注者から貸与された資料等の取扱いについて、善良な管理者としての注意を払わなければならない。また、業務が終了したとき又は合理的な理由により発注者が返却を求めたときには、貸与された資料等を速やかに発注者に返却することとする。
- 3 受注者は、商店街などの本業務に係る関係者との連携を密にし、事業成果の相乗効果を高めるように努めなければならない。
- 4 本業務の実施に当たっては、契約時に定める管理者が、責任を持って本業務の全体を管理するとともに、指示及び運営を行うものとする。
- 5 この仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

第11 成果品

- 1 事業実績報告書（中間報告／最終報告） 各1部
- 2 その他、発注者が必要と判断する資料等
- 3 上記の成果品に関する電子データ 一式

データ形式は、原則として、PDF、マイクロソフト社のワード、エクセル及びパワーポイント等とし、発注者が利用可能なものとする。これらによることが難しい場合、別途発注者と協議すること。